

大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱

制 定 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市区政推進基金(以下「基金」という。)に対する基金寄附金(以下「寄附金」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 基金を財源として実施する各区のめざす将来像の実現に向けた施策その他区のまちづくりに係る事業は、次のとおりとする。

- (1) 各区長が各区役所区政推進基金事業実施要綱において定める事業
- (2) 市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援を行うための市民活動団体支援型事業

(事業実施区等の指定)

第3条 寄附者は、前条各号に掲げる事業のうち、寄附金を財源とすることを希望する事業をあらかじめ指定し、寄附するものとする。

- 2 前条第1号に掲げる事業に寄附する者は、その希望する事業実施区をあらかじめ指定し、寄附するものとする。
- 3 前条第1号に掲げる事業に寄附する者は、その希望する施策分野をあらかじめ指定し、寄附することができる。
- 4 前条第2号に掲げる事業に寄附する者は、その希望する活動分野又は活動団体をあらかじめ指定し、寄附することができる。
- 5 第2項から前項の指定がないものについては、市長がこれを指定する。

(寄附金の申込み)

第4条 第2条第1号に掲げる事業に寄附をしようとする者は、希望する事業実施区に応じ、各区長が各区役所区政推進基金事業実施要綱に定める大阪市区政推進事業寄附申込書により、寄附金を申込みものとする。

- 2 第2条第2号に掲げる事業に寄附をしようとする者は、市民活動団体支援型事業寄附申込書(様式第1号)により、寄附金を申し込むものとする。
- 3 前2項の場合において、寄附者の都合にあわせ、他の方法により寄附金の申込みを行うことができる。
- 4 各区長は、第1項の大阪市区政推進事業寄附申込書を改正する場合は、市民局長と協議するものとする。

(寄附金の納付)

第5条 寄附金の納付は、納付書により行うものとする。

- 2 市長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し寄附金額を記載した受領書を発行する。
- 3 寄附金は、寄附者の指定した用途とならなかった場合においても、これを返還しない。

(寄附金の管理)

第 6 条 寄附金の適正な管理を図るため、区政推進事業寄附者台帳（様式第 2 号）を作成し、必要な事項を記入するものとする。

2 寄附金を基金へ蓄積するとき若しくは基金の一部又は全部を処分しようとするときは、基金出納簿（様式第 3 号）により、基金の収入及び支出の経過を記録しなければならない。

3 各区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

(庶務)

第 7 条 寄附金収受に関する事務は、市民局において所管するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正規定は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

2 この改正規定の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱様式第 18 号による用紙は、この改正規定による改正後の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この改正規定は、平成 2 8 年 3 月 1 4 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 2 8 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱様式第 1 号から第 8 号及び第 10 号から第 25 号による用紙は、この改正規定による改正後の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。

「ふるさと納税(寄附金)」対象

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長 あて

市民活動団体支援型事業 寄附申込書

私は、市民活動団体を支援する事業目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

寄附金額 円

寄 附 者	住所(所在地)	〒	
	ふりがな	生年月日	
	氏名又は 団体名・会社名 (代表者名)	.	
	電話番号		

情報の公開について

寄附者の住所・電話番号は公表しません。寄附金額は公表させていただきます。

Q: 寄附者のお名前などを公表してもよろしいですか？(いずれかに をつけてください。)

- 1: 名前・寄附金額を公表してもよい
- 2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない
- 3: 名前は公表してほしくない

寄附の活用先の希望について

寄附の活用先に希望がある場合は、次の2つの活用先の中から一つ選んでご記入ください。

活動分野希望	活動団体希望
下の活動分野一覧から、希望する分野の番号をご記入ください。 (複数でも可)	大阪市民活動推進助成事業補助金交付要綱第2条に規定する補助対象団体 ^(*) に該当する団体から、希望する団体を選んでご記入ください。 ^(*) 大阪市民活動総合ポータルサイトに利用登録し、直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること等

【活動分野一覧】

1 保健・医療・福祉の増進	8 災害救助	15 科学技術振興
2 社会教育の推進	9 地域安全	16 経済活動活性化
3 まちづくりの推進	10 人権擁護・平和の推進	17 職業能力開発・雇用機会拡充
4 観光振興	11 国際協力	18 消費者保護
5 農山漁村・中山間地域振興	12 男女共同参画	19 市民活動支援
6 学術・文化・芸術・スポーツ振興	13 子どもの健全育成	
7 環境保全	14 情報化社会	

(ご注意)いただいた寄附金は「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市民活動推進事業運営会議による意見を受けて、大阪市が支援方法、支援先及び金額を決定し、活用します。ご希望いただいた活用先については、活用にあたり尊重させていただきますが、必ずしも寄附者の希望どおりに活用できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

寄附申込書の受付後、控えとしまして「申込書の写し」をお渡します。

寄附金の収納確認後「受領書(確定申告用)」を送付いたします。(納付後1~2週間程度かかります。)
「受領書」がお手元に届くまでは、「申込書の写し」及び「領収書」をお手元にて保管いただきますようお願いいたします。

また、大阪市では、電話等による寄附金のお願いや納付書以外を利用したお支払いはご案内していません。寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください。

1万円以上のご寄附をいただいた大阪市外在住の個人の方に「大阪市立ミュージアム」御招待証をお贈りしています。

(大阪市内在住の方は対象外となりますのでご注意ください。)

なお、10万円以上のご寄附をいただいたすべての方に市長感謝状を贈呈しています。(ご辞退される方は、事前にお申し出ください)

問合せ・郵送先

大阪市役所 市民局区政支援室地域力担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話 06 6208 9834 ファックス 06 6202 7073 電子メール: ca0037@city.osaka.lg.jp

受付日
担当
担当者

